

1 介護予防訪問型サービス(介護予防訪問介護に相当するサービス) サービスコード表

船橋市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1121	介護予防訪問型サービスⅠ(1)	イ 訪問型サービス費Ⅰ(1)	1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2121	介護予防訪問型サービスⅠ(1)日割			39	1日につき	
A2	1221	介護予防訪問型サービスⅠ(2)	イ 訪問型サービス費Ⅰ(2)	1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2221	介護予防訪問型サービスⅠ(2)日割			77	1日につき	
A2	1331	介護予防訪問型サービスⅠ(3)	イ 訪問型サービス費Ⅰ(3)	1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2331	介護予防訪問型サービスⅠ(3)日割			123	1日につき	
A2	2421	介護予防訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費Ⅱ	緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ算定可能	287	1回につき	
A2	C221	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ(1)	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 訪問型サービス費Ⅰ(1)	1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C230	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ(1)日割				-1	1日につき
A2	C222	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ(2)		イ 訪問型サービス費Ⅰ(2)	1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C223	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ(2)日割				-1	1日につき
A2	C224	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ(3)		イ 訪問型サービス費Ⅰ(3)	1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき
A2	C225	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ(3)日割				-1	1日につき
A2	C226	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		ロ 訪問型サービス費Ⅱ	緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ算定可能	-3	1回につき
A2	6001	介護予防訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		
A2	6003	介護予防訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	介護予防訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	4011	介護予防訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算			200	
A2	4013	介護予防訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	
A2	4012	介護予防訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	
A2	6112	介護予防訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50	1月につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービス介護職員等ベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

注 ロ 訪問型サービス費Ⅱは、緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ、算定可能。
 注 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算については省略。
 注 「介護予防訪問型サービス同一建物減算1から3」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

2 介護予防生活支援サービス(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

船橋市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	2531	介護予防生活支援サービスⅠ	イ 介護予防生活支援サービス費Ⅰ	所要時間45分未満のサービスを行った場合	161	1回につき	
A2	2641	介護予防生活支援サービスⅡ	ロ 介護予防生活支援サービス費Ⅱ	所要時間45分以上のサービスを行った場合	198		
A2	C237	介護予防生活支援高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 介護予防生活支援サービス費Ⅰ	所要時間45分未満のサービスを行った場合		-2
A2	C238	介護予防生活支援高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		ロ 介護予防生活支援サービス費Ⅱ	所要時間45分以上のサービスを行った場合		-2
A2	6001	介護予防訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003	介護予防訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	介護予防訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算	
A2	4021	介護予防生活支援サービス初回加算	ハ 初回加算		200		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	二 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型サービス介護職員等ベースアップ等支援加算	ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

注 「介護予防訪問型サービス同一建物減算1から3」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。